

議第18号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する

条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第17条の3 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士